

ポイント 連結納税は、各連結法人が申告調整を行い、その後連結親法人が連結調整を行い、連結所得を算出します。連結所得に法定税率を乗じて税額調整を行い、連結法人税額を算出します。

連結所得の計算手順を以下にのべます。各法人毎に計算するもの・連結法人間取引の損益区分・連結グループ全体で計算する項目等の調整があります。

#### A5 連結所得の計算手順を確認してみましょう

- (1) 各連結法人が申告調整を行い、個別所得金額（各法人の当期利益に関する）を算出する。その際には、連結法人間の売掛債権等は貸倒引当金繰入の設定対象外である点が単体と異なる。
  
- (2) 各連結法人で、連結法人間の譲渡損益資産の譲渡損益調整を行う。
  
- (3) 各連結法人で(1)と(2)の調整を行った後、連結親法人が各連結法人の個別所得金額を集計し、以下の調整を入れ連結所得を算出する。
  - ① 受取配当等の益金不算入額の調整
  - ② 寄附金の損金不算入額の調整
  - ③ 交際費の損金不算入額の調整
  - ④ 連結欠損金の損金算入の調整
  
- (4) 調整後の連結所得に法定税率を乗じて調整前連結税額を算出する。
  
- (5) 連結法人全体の税額調整を連結親法人で行う。
  - ① 留保金課税
  - ② 所得税額控除
  - ③ 外国税額控除
  - ④ 試験研究費の特別控除など
  
- (6) (5)の連結税額の調整を行った結果、納付すべき連結法人税額が算出され、各連結子法人の個別所得金額によって按分し、**連結法人税の個別帰属額**を配分します。

<申告調整のイメージ>

区分	別表四の二付表			別表四の二
	P社	S1社	S2社	合計
当期利益又は当期欠損の額の合計	243,788	-27,348	453,130	669,570
加算	400,000	3,000	70,000	473,000
減算	250,000	4,000	30,000	284,000
仮計	393,788	-28,348	493,130	858,570
受取配当等の益金不算入額	-34,988	-3,012	0	-38,000
連結法人間取引の損益の減算調整額	0	-3,000	0	-3,000
連結法人間取引の損益の加算調整額	100,000	0	0	100,000
交際費の損金不算入額	35,200	1,760	2,640	39,600
仮計	494,000	-32,600	495,770	957,170
寄附金の損金不算入額	11,939	0	3,879	15,818
法人税額から控除される所得税額	3,000	300	230	3,530
仮計	508,939	-32,300	49,879	976,518
連結欠損金の当期控除額	200,000	0	0	200,000
連結所得金額又は連結欠損金額	308,939	-32,300	49,879	776,518
法人税額（30%）	92,682	-9,690	149,963	232,955
控除税額	3,000	300	230	3,530
差引連結所得に対する法人税額	89,682	-9,990	149,733	229,425